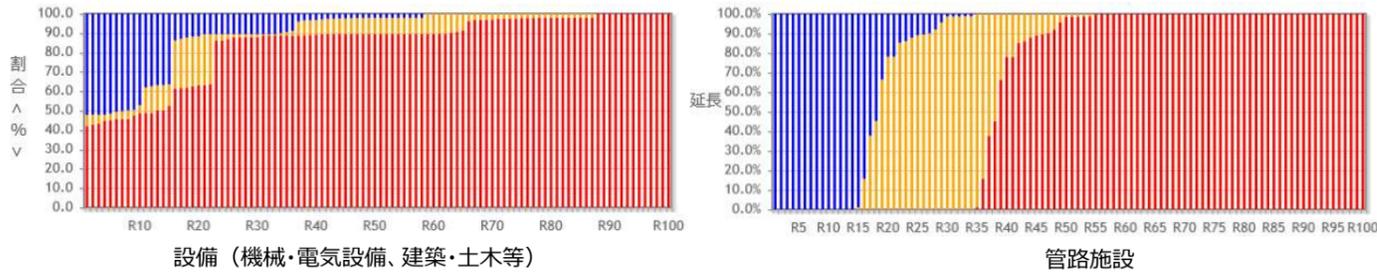


1. 概要

用水供給事業を継続させ、保有する資産を運用・維持していくためには、計画的な更新と中長期的な財源確保が必要です。本計画では、今後 100 年の更新需要を見極め、財政収支を見通しています。

2. 保有する資産の状況

- 経過年数が法定耐用年数以下の資産を健全資産と定義します。
- 経過年数が法定耐用年数を超え、法定耐用年数の 1.5 倍以下の資産を経年化資産と定義します。
- 経過年数が法定耐用年数の 1.5 倍を超える資産を老朽化資産と定義します。



設備（機械・電気設備、建築・土木等）は、現時点で約 40%が老朽化資産になっています。管路施設は、法定耐用年数が 40 年であり、設備に比べると長いことから現時点では健全資産になっていますが、経年化資産が令和 15 年度以降、老朽化資産が令和 35 年度以降に急激に増加する見通しになっています。

3. 更新需要見通し (法定耐用年数)

- 法定耐用年数による更新需要の見通しを示します。

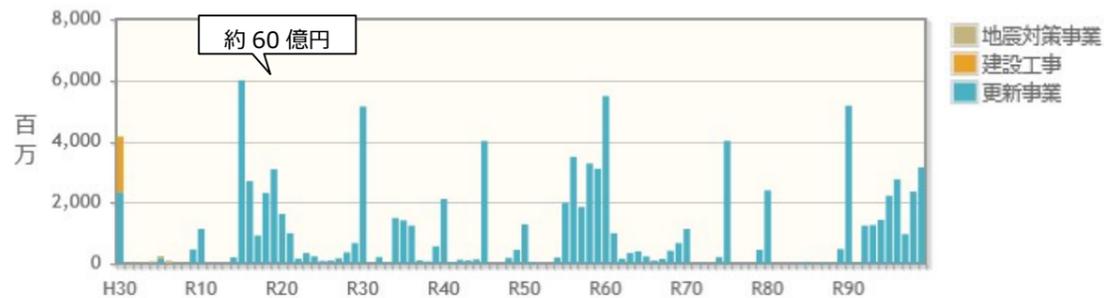


図 3-1 更新需要見通し (税込み)

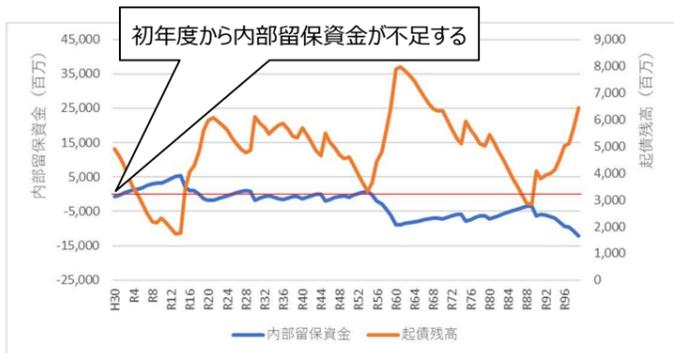


図 3-2 内部留保資金、起債残高の見通し

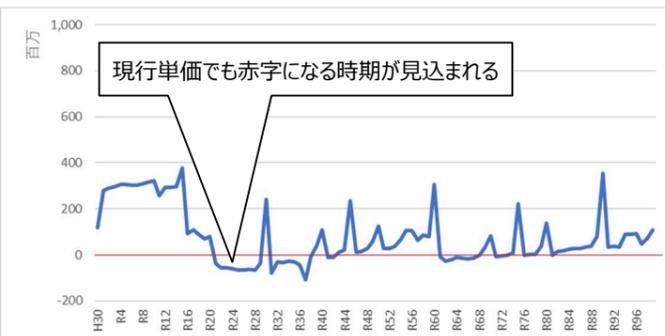


図 3-3 経常収益の見通し

4. 投資・財政計画

(1) 基本方針

投資計画

図 3-1～図 3-3 の内容より、今後の更新需要に対して、法定耐用年数で保有資産を更新していくことは現実的ではありません。このため、下記の方針に基づいて更新需要に対応していくものとしています。

- 各資産には管理方法（状態監視保全・時間計画保全・事後保全）と更新基準年^{*}を設定し、適切な維持管理による延命化を図ります。
 - 更新基準年に到達した資産を対象として、管理方法や水運用への影響度を踏まえて平準化することで更新需要に対応していきます。
- ^{*}更新基準年：適切な維持管理のもと、資産取得から更新までの基準とする年数

財政計画

横瀬浄水場の供用開始に伴い供給単価の改定が必要になります。構成団体を取り巻く状況も踏まえて、適切な供給単価の改定を行うものとしています。

(2) 更新需要見通し

- 平準化による更新需要の見通しを示します。

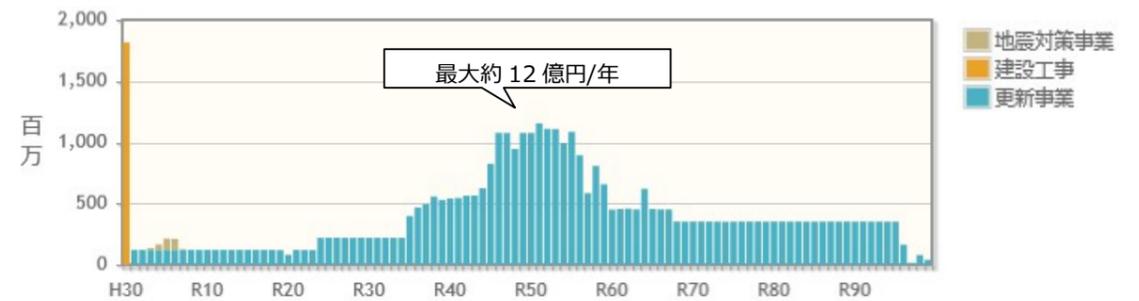


図 4-1 更新需要見通し (税込み)

設備（機械・電気設備、建築・土木等）

次の更新の大きな波（事業費が 5 億円以上に達する年度）に到達するまでに更新需要に対応する方針から年間投資額を設定して平準化しています。

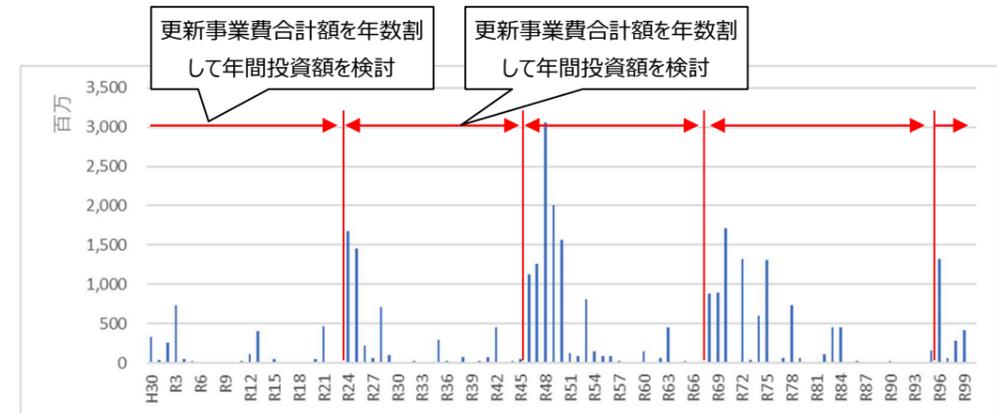


図 4-2 設備（機電設備、建築、土木等）の平準化方針

管路施設

年度別の更新延長を3kmに設定して平準化しています。

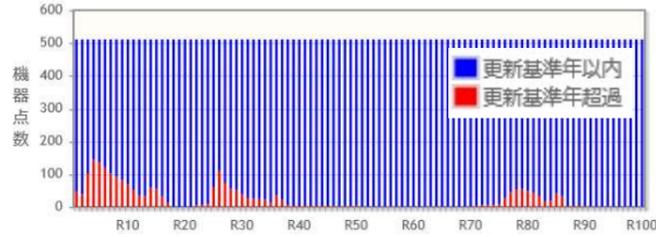


図 4-3 更新時期を先送りする設備（機械・電気設備、建築・土木等）の確認

※状態監視保全および時間計画保全の資産を対象に集計している

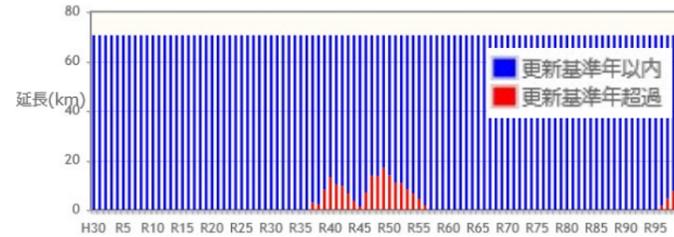


図 4-4 更新時期を先送りする管路施設の確認

(3) 財政見通し

○試算した更新需要に基づき、供給単価を検討しています（現行単価 178 円/m³→改定後単価 120 円/m³）。

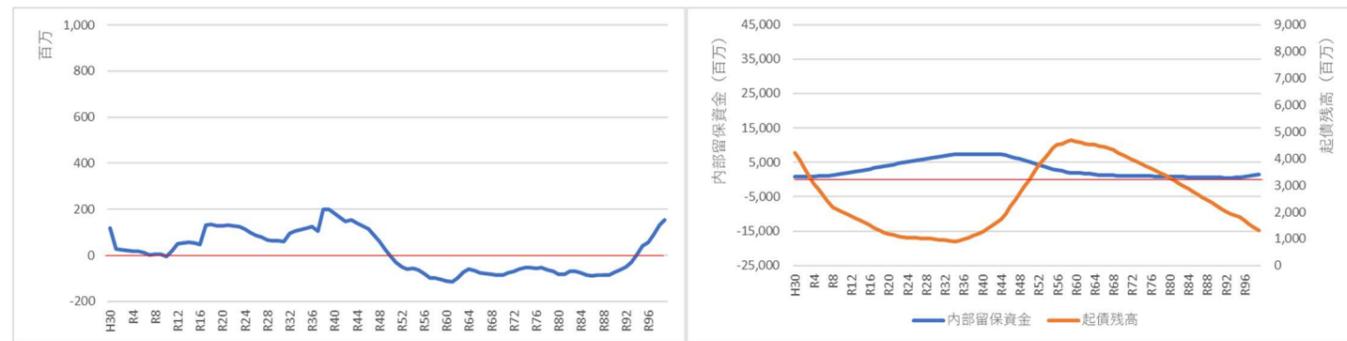


図 4-5 経常収益の見通し

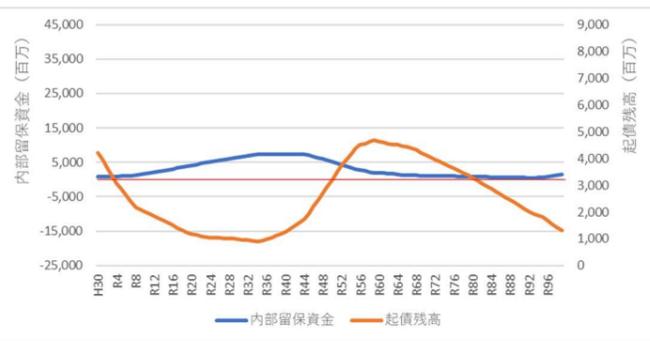


図 4-6 内部留保資金の見通し

(4) まとめ

更新需要の平準化を図ることによって各年度に実施する事業量が安定し、安定経営に寄与することを確認しました。更新時期の先送りによって更新基準年を超過する資産も、一部発生しますが、管理方法（状態監視保全・時間計画保全・事後保全）と水運用に対する影響を考慮して平準化しており、リスクを考慮したものとしています。なお、今回設定した更新基準年は、今後の更新時の資産状態や更新実績、他団体事例をもとに継続して精度向上を図っていく必要があります。

財政見通しについては、事業経営で重要な項目となる供給単価、経常収益、内部留保資金、企業債残高を中心に検討しています。経常収益がマイナスになる時期も見込まれますが、事業を維持していくために必要となる内部留保資金は不足しない見込みです。また、企業債残高も変動はありますが、長期的にみると徐々に減少させることができる見込みです。今後は、更新事業の進捗のほか、物価変動や企業債金利の動向など、用水供給事業を取り巻く状況を踏まえながら、適切に見直しを図っていくことになります。

5. アセットマネジメントの実践

アセットマネジメントの実践フロー概要図を示します。今後も保有する資産を適切に管理し、根拠のある更新計画・財政計画を策定して事業に取り組んでいくことになります。

